

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 国際物流拠点産業集積地域

1 国際物流拠点産業集積地域の指定要件について、「関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であつて、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域」と明記すること。

(第四十二条第一項関係)

2 税関、検疫機関等に係る業務を需要に即して機動的に行う体制の整備等に関する国の努力義務の規定を設けること。

(第五十二条関係)

二 農林水産業の振興

漁業者が安全にかつ安心して水産業を営むことができるよう、安全対策の強化その他の必要な措置に関する国の努力義務の規定を設けること。

(第六十二条関係)

三 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置

観光等の産業の振興のために必要な分野における高度な知識又は技術を有する人材の育成及び確保並び

に起業を志望する者への支援に関する国及び地方公共団体の努力義務の規定を設けること。

(第八十三条の二関係)

四 自然環境の保全及び再生

自然環境の保全及び再生に資する生態系の維持又は回復等に関する国及び地方公共団体の努力義務の規定を設けること。

(第八十四条の三関係)

五 障害を有する青少年等に対する修学又は就業の支援

青少年であつて障害を有するものその他社会生活を円滑に営む上で困難を有するものの修学又は就業を支援するための援助の実施に関する国及び地方公共団体の努力義務の規定を設けること。

(第八十四条の四第二項関係)

六 沖縄の均衡ある発展のための特別措置

1 無医地区以外の医療過疎地区における医療の充実に関する配慮規定を設けること。

(第八十九条第八項関係)

2 新たな公共交通機関の在り方についての調査及び検討の対象として、「鉄道」及び「軌道」の「整備」を

明記すること。

(第九十一条第二項関係)

七 基金の設置等

1 沖縄県は、沖縄の振興に資する事業等（沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関するものを除く。）に充てる経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法第二百四十一条の基金を設けることができること。

(第百五条の四第一項関係)

2 沖縄県が1により基金を設ける場合において、国は、当該基金の造成の目的である事業等が、あらかじめ複数年度にわたり財源を確保しておくことが施策の安定的かつ効率的な実施に必要な不可欠であつて、複数年度にわたり事業等の進捗状況等に応じた助成が必要であるが、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要不可欠である等の特段の事情がある事業等であると認めるときは、予算の範囲内で、当該基金の財源に充てるために必要な資金として沖縄振興交付金を交付することができること。

(第百五条の四第二項関係)

八 不発弾等に関する施策の充実

不発弾等の処理の促進を図るため、その調査、探査、発掘、除去等に関する施策の充実に関する配慮規

定を設けること。

(附則第五条の二関係)

九 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正

所有者不明土地の実態についての調査及びその結果に基づく必要な措置に関する規定を設けること。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律附則第五項関係)

十 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。